

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月11日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期(自平成28年1月1日至平成28年3月31日)

【会社名】 シンバイオ製薬株式会社

【英訳名】 Symbio Pharmaceuticals Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目2番2号

【電話番号】 03(5472)1125

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 丸山 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門三丁目2番2号

【電話番号】 03(5472)1125

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 丸山 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 累計期間	第12期 第1四半期 累計期間	第11期
会計期間	自平成27年1月1日 至平成27年3月31日	自平成28年1月1日 至平成28年3月31日	自平成27年1月1日 至平成27年12月31日
売上高(千円)	408,221	193,183	1,933,241
経常損失() (千円)	418,875	655,445	2,630,386
四半期(当期)純損失() (千円)	420,496	652,631	2,632,095
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	8,330,775	8,330,775	8,330,775
発行済株式総数(株)	32,390,923	32,390,923	32,390,923
純資産額(千円)	6,566,373	3,804,950	4,431,811
総資産額(千円)	7,017,314	4,438,199	4,984,289
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	12.98	20.15	81.26
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	90.4	78.4	82.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績に関する定性的情報

当第1四半期累計期間における当社事業の進捗状況は以下のとおりです。

国内

[抗がん剤 SyB L-0501 (一般名：ベンダムスチン塩酸塩、商品名：トレアキシ[®])]

トレアキシ[®]については、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として、業務提携先のエーザイ株式会社(以下「エーザイ」という)を通じ国内販売を行っており、当社からエーザイへの製品売上は、概ね計画通りに推移しました。

本剤については、新しい治療を必要としている患者様や製品価値の最大化のために、3つの適応症の追加に取り組んでいます。

初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫については、平成27年12月に医薬品医療機器総合機構(PMDA)に対し国内における製造販売承認申請を行っております。欧州において、アステラス・ファーマ社(本社：ドイツ)より、平成28年1月に承認申請を取り下げた旨の通知を受領しましたが、当社は引き続き、医薬品医療機器総合機構(PMDA)と相談のうえ、国内における承認手続きを進めています。

慢性リンパ性白血病についても、平成27年12月に国内製造販売承認申請を行っており、早期の承認取得に向け引き続き承認審査が進行中です。なお、本剤は平成24年6月に、慢性リンパ性白血病を対象とするオーファンドラッグ(希少疾病医薬品)の指定を受け、さらに「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」からの開発要請も受けています。

再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫については、引き続き適応症追加へ向けた検討を進めています。

[抗がん剤 SyB L-1101 (注射剤) / SyB C-1101 (経口剤) (一般名：rigosertib<リゴサチブ>)]

リゴサチブ(注射剤)については、本剤の導入元であるオンコノバ・セラピューティクス社(本社：米国ペンシルバニア州)が実施している国際共同第 相試験の日本における臨床開発を、当社が担当しており、国内では平成27年12月に試験が開始されています。本国際共同第 相試験は、現在の標準治療である低メチル化剤による治療において効果が得られない(HMA不応)または治療後に再発した高リスク骨髄異形成症候群(MDS)患者を対象とし、全世界から10ヶ国以上が参加して実施されています。当社は、症例登録に向けての手続きを進めています。

リゴサチブ(経口剤)については、高リスクMDSを目標効能とした国内第 相臨床試験(アザシチジン^(注)との併用試験)を、平成27年12月に開始しており、症例登録に向けての手続きを進めています。当社は、本併用試験を早期に終了させ、その後はオンコノバ社が実施を計画している国際共同試験への参加を検討しています。

(注)アザシチジン(ビダーザ[®]:販売元 日本新薬株式会社):高リスクMDSに対する海外第 相臨床試験にて初めて生存期間の延長が認められた薬剤で、本邦においては平成23年に承認されており、現在、造血幹細胞移植が難しいIMDS患者に対する第1選択薬として使用されている。

[自己疼痛管理用医薬品 SyB P-1501]

当社は、平成27年10月に、ザ・メディシンス・カンパニー社(本社：米国ニュージャージー州、契約の相手先は同社完全子会社であるインクライン・セラピューティクス社)との間で、手術後の自己疼痛管理用医薬品

SyB P-1501の開発・商業化に関するライセンス契約を締結し、日本における独占的開発権・販売権を取得しており、引き続き国内第 相臨床試験開始に向けての準備を進めています。

[新規開発候補品]

当社は、今後新規開発候補品の中長期的な視点に立ち当社の成長性を確保し、かつ持続性と収益性を兼ね備えた製薬企業へ転換するために、積極的に新規開発候補品のグローバル権利取得に向け、有望な新薬開発候補品の探索・評価を継続して行っています。

海外

SyB L-0501については、韓国、台湾、シンガポールにおいても販売されております。各国の販売提携先への出荷計画が第 2 四半期以降に計画されているため、当第 1 四半期累計期間における海外製品売上はありませんでした。

経営成績

以上の結果、当第 1 四半期累計期間の売上高は、SyB L-0501の国内向けの製品販売により、193,183千円となりました。トレアキシ[®]の国内売上高が、エーザイへの出荷計画が第 2 四半期以降に集中していること、及び海外製品売上が第 2 四半期以降に計画されていることにより、売上高全体では前年同期比52.7%の減少となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、リゴサチブ（注射剤）の国際共同第 相試験の日本における臨床試験費用、リゴサチブ（経口剤）の国内第 相臨床試験（アザシチジンとの併用試験）費用、SyB P-1501の国内第 相臨床試験の準備に関する費用が発生したこと等により研究開発費223,560千円（前年同期比8.4%増）を計上したことから、合計で574,911千円（前年同期比27.0%増）となりました。

これらの結果、当期の営業損失は518,404千円（前年同期は営業損失332,295千円）となりました。また、為替差損を主とする営業外費用138,890千円を計上したこと等により、経常損失は655,445千円（前年同期は経常損失418,875千円）、四半期純損失は652,631千円（前年同期は四半期純損失420,496千円）となりました。

なお、当社の事業は医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

財政状態

当第 1 四半期会計期間末における総資産は、商品及び製品が307,441千円増加した一方、現金及び預金が573,609千円、売掛金が300,742千円、立替金が16,769千円、それぞれ減少したこと等により、前事業年度末に比べ546,089千円減少し、4,438,199千円となりました。

負債の部については、買掛金が117,907千円増加したことを主な要因として、前事業年度末に比べ80,771千円増加し、633,248千円となりました。

純資産の部については、四半期純損失652,631千円の計上を主な要因として、前事業年度末に比べ626,860千円減少し3,804,950千円となりました。

この結果、自己資本比率は78.4%と前事業年度末に比べ4.5ポイント減少しました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 1 四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第 1 四半期累計期間における研究開発費の総額は、223,560千円であります。

なお、当第 1 四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000,000
計	56,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年5月11日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	32,390,923	34,445,523	東京証券取引所 JASDAQ(グロース)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。
計	32,390,923	34,445,523		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(転換社債型新株予約権付社債の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年3月31日		32,390,923		8,330,775		8,300,775

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,387,500	323,875	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,423		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	32,390,923		
総株主の議決権		323,875	

(注) 自己株式75株は、「単元未満株式」に含めて記載しております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
計					

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,261,438	3,687,828
売掛金	300,742	-
商品及び製品	133,029	440,471
前払費用	38,591	39,836
立替金	79,639	62,869
その他	13,337	57,182
流動資産合計	4,826,778	4,288,189
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	22,208	21,690
工具、器具及び備品（純額）	30,747	29,047
有形固定資産合計	52,956	50,738
無形固定資産		
ソフトウェア	50,506	45,527
ソフトウェア仮勘定	900	900
リース資産	594	432
無形固定資産合計	52,001	46,859
投資その他の資産		
長期前払費用	1,227	1,065
敷金及び保証金	51,326	51,346
投資その他の資産合計	52,553	52,411
固定資産合計	157,510	150,010
資産合計	4,984,289	4,438,199
負債の部		
流動負債		
買掛金	319,866	437,774
未払金	183,690	149,297
未払法人税等	14,183	11,864
為替予約	14,999	18,710
その他	18,200	14,318
流動負債合計	550,940	631,964
固定負債		
退職給付引当金	1,537	1,284
固定負債合計	1,537	1,284
負債合計	552,477	633,248

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,330,775	8,330,775
資本剰余金	8,300,775	8,300,775
利益剰余金	12,499,609	13,152,240
自己株式	17	17
株主資本合計	4,131,924	3,479,292
新株予約権	299,887	325,658
純資産合計	4,431,811	3,804,950
負債純資産合計	4,984,289	4,438,199

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)
売上高	408,221	193,183
売上原価	287,805	136,676
売上総利益	120,416	56,506
販売費及び一般管理費	452,711	574,911
営業損失()	332,295	518,404
営業外収益		
受取利息	3,967	1,849
有価証券利息	895	-
その他	18	-
営業外収益合計	4,880	1,849
営業外費用		
支払利息	4	1
支払手数料	2,213	2,243
株式交付費	160	-
為替差損	88,501	136,644
その他	581	-
営業外費用合計	91,460	138,890
経常損失()	418,875	655,445
特別利益		
新株予約権戻入益	366	4,903
特別利益合計	366	4,903
特別損失		
固定資産除却損	1,037	1,139
特別損失合計	1,037	1,139
税引前四半期純損失()	419,546	651,681
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
四半期純損失()	420,496	652,631

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)
減価償却費	4,205千円	6,417千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	12円98銭	20円15銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	420,496	652,631
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	420,496	652,631
普通株式の期中平均株式数(株)	32,390,848	32,390,848
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

1. 第37回新株予約権(ストックオプション)の発行について

当社は、平成28年3月30日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役6名に対して下記の通りストックオプションとしての新株予約権を発行し、平成28年4月14日に割り当てられました。

新株予約権の数	2,365個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 236,500株
新株予約権の発行価額及び発行価額の総額	発行価額 27,200円 発行価額の総額 64,328,000円
新株予約権の払込金額	1株当たりの払込金額 272円 なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。
新株予約権の行使価額	1株当たりの行使価額 1円
新株予約権の行使期間	平成31年3月31日から 平成38年3月30日まで
新株予約権の行使条件	(1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、または従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、または円満に退任または退職したものと取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2)その他の条件については、当社と取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうちの資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。

2. 第38回新株予約権（ストックオプション）の発行について

当社は、平成28年3月30日開催の取締役会決議に基づき、当社の従業員73名に対して下記の通りストックオプションとしての新株予約権を発行し、平成28年4月14日に割り当てられました。

新株予約権の数	3,950個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 395,000株
新株予約権の発行価額及び発行価額の総額	発行価額 27,200円 発行価額の総額 107,440,000円
新株予約権の払込金額	1株当たりの払込金額 272円 なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。
新株予約権の行使価額	1株当たりの行使価額 1円
新株予約権の行使期間	平成31年3月31日から 平成38年3月30日まで
新株予約権の行使条件	(1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、または従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社を任期満了により退任した場合、または定年により退職した場合、または円満に退任または退職したものと取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2)その他の条件については、当社と取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。

3. 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第39回新株予約権の発行

当社は、平成28年4月6日開催の取締役会において、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第39回新株予約権の発行を決議し、平成28年4月22日に払い込みが完了しております。なお、その詳細は下記のとおりであります。

(1) 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	40個
発行価額	各本社債の発行価額は75百万円（額面100円につき金100円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
発行価額の総額	30億円
当該発行による潜在株式数	14,218,009株
転換価額	211円
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合 業務執行組合員：株式会社ウィズ・パートナーズ
利率	本社債には利息を付さない。
償還期限	平成31年4月22日
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
資金使途	(1)新薬候補品保有企業の買収及び買収後の新薬候補品の開発に係る費用 (2)新薬候補品の権利取得及び権利取得後の新薬候補品の開発に係る費用 (3)SyB P-1501及びSyB C-1101の高リスク骨髄異形成症候群（MDS）（アザシチジンとの併用）の開発に係る費用

<p>その他</p>	<p>当社の行使指示 割当予定先は、自由に本転換社債型新株予約権の行使を行うことができるが、</p> <p>(1)当社は、払込期日以降、本転換社債型新株予約権の行使可能期間の最終営業日から2営業日前までの期間いつでも、割当予定先に対して、行使請求日以前に、(i)当社がその事業(研究開発、使用許諾、販売、仕入、製造を含み、これらに限定されない。)に関する拘束力のある業務提携契約書又はこれと同等の内容の書面(秘密保持契約、又はこれに類似するものは除く。)(以下、「業務提携契約等」)を株式会社ウイズ・パートナーズが事前に同意した第三者との間で締結した場合であつて、かつ、(ii)業務提携契約等上の義務として当社が行う事業に関し、当社が10億円以上の資金を必要とする場合に限り、本転換社債型新株予約権の行使を書面による通知をもって指示することができる。割当予定先は、かかる指示のあった日から2営業日以内に行使を行う。但し、本(1)に基づき当社が行使を指示することのできる本転換社債型新株予約権の個数は、累積で13個(元本総額9.75億円、新株予約権の目的となる株式4,620,853株。)を上限とする。(本(2)の規定に基づいて行使指示できる本転換社債型新株予約権の個数は、本(1)の規定に基づいて行使指示できる本転換社債型新株予約権の個数の上限に含まない。)</p> <p>なお、当社が割当予定先に対して、本(2)に基づく本転換社債型新株予約権の行使の指示により行使を請求した日から5営業日以内、割当予定先が本転換社債型新株予約権又は第39回新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内及び割当予定先又は株式会社ウイズ・パートナーズが当社の未公表のインサイダー情報を持っている期間は、本転換社債型新株予約権の行使の指示をできないものとする。</p> <p>(2)当社は平成30年4月22日以降、本転換社債型新株予約権の行使可能期間の最終営業日から2営業日前までの期間いつでも、次の場合には当社から割当予定先に対して、本転換社債型新株予約権の行使を指示することができる。割当予定先は、かかる指示のあった日(以下、「行使指示日」)から2営業日以内に行使を行う。</p> <p>行使指示日を含めた10連続取引日(終値のない日が当該期間内にあった場合には、当該日を除いた10取引日。以下同じ。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」)における当社普通株式の終値が転換価額の150%を超過した場合、割当予定先に対して、累計(本(1)に規定する本転換社債型新株予約権を除く)で本転換社債型新株予約権の10個(元本総額7.5億円、新株予約権の目的となる株式3,554,502株分)を上限として本転換社債型新株予約権の行使を指示することができる。</p> <p>行使指示日を含めた10連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値が転換価額の200%を超過した場合、割当予定先に対して、前記に従う本転換社債型新株予約権の行使を含め、累計(本(1)に規定する本転換社債型新株予約権を除く)で本転換社債型新株予約権の20個(元本総額15億円、新株予約権の目的となる株式7,109,004株分)を上限として本転換社債型新株予約権の行使を指示することができる。</p> <p>ただし、いずれの場合においても当該行使指示日において行使を指示できる本転換社債型新株予約権は、当該期間の1日平均出来高の20%を上限とする。</p> <p>なお、当社が割当予定先に対して、本(1)に基づく本転換社債型新株予約権の行使の指示により行使を請求した日から5営業日以内、割当予定先が本転換社債型新株予約権又は本新株予約権の行使を請求した日から5営業日以内及び割当予定先又は株式会社ウイズ・パートナーズが当社の未公表のインサイダー情報を持っている期間は、本転換社債型新株予約権の行使の指示をできないものとする。</p> <p>割当予定先による償還請求 割当予定先は、以下 乃至 のいずれかの場合に限り、払込期日以降、平成30年4月22日まで(当日を含みます。)の間は、償還すべき日の15営業日前までに当社に対して書面をもって通知することにより、割当予定先が保有する本社債の全部又は一部を額面金額に110.0%の割合を乗じた金額で繰上償還することを請求することができる。なお、平成30年4月23日以後、本項は適用されないものとする。</p> <p>当社の組織再編行為 当社の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡 当社の解散又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくはその他の倒産手続開始の申立て 当社の普通株式の上場廃止又はその決定 当社による本投資契約の重大な違反があった場合、又は軽微な違反について株式会社ウイズ・パートナーズから是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。</p>
------------	--

(2) 第39回新株予約権

新株予約権の数	104個（新株予約権 1 個につき43,000株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,472,000株
新株予約権の発行価額及び発行価額の総額	発行価額 94,000円 発行価額の総額 9,776,000円
新株予約権の行使価額	1株当たりの行使価額 211円
募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合 業務執行組合員：株式会社ウィズ・パートナーズ
新株予約権の行使期間	平成28年4月23日から 平成33年4月22日まで
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
資金使途	(1)新薬候補品保有企業の買収及び買収後の新薬候補品の開発に係る費用 (2)新薬候補品の権利取得及び権利取得後の新薬候補品の開発に係る費用 (3)SyB P-1501及びSyB C-1101の高リスク骨髄異形成症候群（MDS）（アザシチジンとの併用）の開発に係る費用

4. 新株予約権の権利行使による新株発行

当社は、平成28年4月1日から平成28年5月11日までの間に、第34回新株予約権の一部について、権利行使に基づく新株発行をいたしました。当該新株予約権の権利行使の概要は、以下のとおりであります。

発行された株式の種類及び株式の数	普通株式 2,054,600株
発行総額	685,044千円
発行総額のうち資本金へ組み入れた額	342,522千円

5. 新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使による新株発行

当社が、平成28年4月に発行した第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（重要な後発事象 3.（1）参照）の一部について、平成28年5月11日に、権利行使による新株への転換が行われました。当該新株予約権の権利行使の概要は、以下のとおりであります。

発行された株式の種類及び株式の数	普通株式 2,843,601株
発行総額	600,000千円
転換社債型新株予約権付社債の減少額	600,000千円
発行総額のうち資本金へ組み入れた額	300,000千円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年5月11日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 取 一 仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は、平成28年4月6日開催の取締役会において、無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行を決議し、平成28年4月22日に払い込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。